

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十八年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 久喜総合病院	埼玉県久喜市大字上早見四百八十八番一
病院	医療法人社団協友会 八潮中央総合病院	埼玉県八潮市緑町一丁目四十一番地三
病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会 熊谷総合病院	埼玉県熊谷市中西四丁目五番一号
老人ホーム	深谷市老人ホーム松寿園	埼玉県深谷市大字境百六十八番地